

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

（案件名）

申請に対する処分の審査基準及び  
不利益処分の処分基準の変更

（神戸市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則関係）

意見募集期間

2024年2月1日～2024年3月1日

問い合わせ先

神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部経営課

電話078-984-0355

## 1 意見募集期間

2024年2月1日(木)～2024年3月1日(金)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

### (1) 郵送による提出

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部経営課 意見募集あて

### (2) ファクシミリによる提出

(078)984-0354

神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部経営課 意見募集あて

### (3) 電子メールによる提出

アドレス:[shijoukeiei@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shijoukeiei@office.city.kobe.lg.jp)

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

### (4) 持参による提出

神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部経営課  
三宮ビル東館4階(神戸市中央区御幸通6-1-12)  
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

### (5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の変更」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年3月中旬頃(予定)に掲載いたします。ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

# 申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の変更(神戸市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則関係)の概要

## 1. 変更の趣旨

令和2年6月に卸売市場法が改正され、卸売業務に係る農林水産大臣の許可、同大臣による当該許可の取消し等の規定が廃止されました。これに伴い、神戸市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則を改正し、卸売業務に係る市長の許可、同許可の取消し等の規定を新たに設けました。

このたび、この新たに設けた規定に係る申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準を追加します。

あわせて、仲卸業務及び関連事業の許可の取消しに係る不利益処分の処分基準を一部変更します。

## 2. 追加する基準

基準の種類	項目
申請に対する処分の審査基準の追加	卸売業務の許可
	卸売業者の純資産額が不足する場合の措置(業務停止命令の取消し)
	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可
	物品の卸売に係る場所の指定
不利益処分の処分基準の追加	卸売業者の純資産額が不足する場合の措置(業務停止命令)
	卸売業者の純資産額が不足する場合の措置(許可の取消し)
	卸売業務の許可の取消し
	卸売業者の財産に関する改善措置命令

## 3. 変更する基準

基準の種類	項目	変更点
不利益処分の処分基準	仲卸業務の許可の取消し	資力信用を有しない者の基準を「使用料等を5か月以上滞納している者で、開設者の請求(催告)後5か月以内に納入しない者」から「使用料等を3か月以上滞納し、開設者の督促、催告を受けたにもかかわらず納付しない者」に変更。
	関連事業の許可の取消し	資力信用を有しない者の基準を「使用料等を5か月以上滞納している者で5か月以内に納入しない者」から「使用料等を3か月以上滞納し、開設者の督促、催告を受けたにもかかわらず納付しない者」に変更。

## 4. 改正予定時期

令和6年4月

## 5. 各基準

以下のとおり

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	卸売業務の許可
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第1号）及び神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年規則第14号）
条 項	同条例第9条・第10条及び同規則第5条・第6条
関係条項	
該 当 に ○	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
審 査 基 準	<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u> （卸売業務の許可）</p> <p>第9条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第6条（取扱品目及びその属する部類）に定める市場及び取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(3) 第1項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が第16条（卸売業務の許可の取消し）又は第61条（監督処分）第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第16条（卸売業務の許可の取消し）又は第61条（監督処分）第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p>

- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有しない者であるとき。
- (5) 申請者の純資産額（資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいう。以下同じ。）が当該申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額（当該申請者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類に係る純資産基準額を合算した額）を下回っているとき。
- (6) 卸売の業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。  
（純資産額が不足する場合の措置）

第10条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、規則で定める。

#### 神戸市中央卸売市場業務条例施行規則

（卸売業務の許可申請）

第5条 条例第9条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表、損益計算書及び事業計画書
- (4) 業務を執行する役員の履歴書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書及び条例第9条第5項第3号イ又はウに該当しないことを誓約する書面
- (5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持ち株数又は出資額を記載した書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（卸売業者の純資産基準額）

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第1の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売の金額（条例第9条1項の許可を受けて1年を経過しない者については、第5条第3号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売の予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

別表第1（第6条関係）

取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額
青果部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,000万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円

			1,000億円以上		12億円
	水産物部		50億円未満		3,000万円
			50億円以上100億円未満		6,000万円
			100億円以上200億円未満		1億5,000万円
			200億円以上300億円未満		2億7,000万円
			300億円以上400億円未満		3億6,000万円
			400億円以上500億円未満		4億5,000万円
			500億円以上700億円未満		6億円
			700億円以上1,000億円未満		7億5,000万円
			1,000億円以上		12億円
	食肉部		50億円未満		1,000万円
			50億円以上100億円未満		2,200万円
			100億円以上200億円未満		5,000万円
			200億円以上300億円未満		9,000万円
			300億円以上400億円未満		1億2,000万円
			400億円以上500億円未満		1億5,000万円
			500億円以上		2億円
	花き部		10億円未満		450万円
			10億円以上20億円未満		1,500万円
			20億円以上30億円未満		2,400万円
			30億円以上50億円未満		3,900万円
			50億円以上100億円未満		7,500万円
			100億円以上		1億5,000万円
	設定・最終変更年月日		令和6年〇月〇日設定	令和	年 月 日最終変更
標準	標準処理期間	総期間60日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）			
処理	[内訳と機関名]				
期間	經由機関	日・月	協議機関	日・月	処分機関 60日
	( )	( )	( )	( )	( )
	設定・最終変更年月日		令和6年〇月〇日設定	令和	年 月 日最終変更
作成部局・課	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）				

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	純資産額が不足する場合の措置（業務停止命令の取消し）																				
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年条例第 1 号）及び神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年規則第 14 号）																				
条 項	同条例第 10 条第 3 項及び同規則第 6 条																				
関係条項																					
該 当 に ○	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>																				
	審 査 基 準	<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u> （純資産額が不足する場合の措置）</p> <p>第 10 条</p> <p>3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して 6 月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認める時は、遅滞なく、当該処分を取り消さなければならない。</p> <p><u>神戸市中央卸売市場業務条例施行規則</u> （卸売業者の純資産基準額）</p> <p>第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第 1 の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前 1 年間の卸売の金額（条例第 9 条 1 項の許可を受けて 1 年を経過しない者については、第 5 条第 3 号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後 1 年間の卸売の予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <p>2 条例第 10 条第 3 項の規定による申出をしようとする者は、市長に申出書を提出しなければならない。</p> <p>別表第 1（第 6 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱品目の部類</th> <th>卸売金額</th> <th>純資産基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">青果部</td> <td>50億円未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>50億円以上100億円未満</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>100億円以上200億円未満</td> <td>1億5,000万円</td> </tr> <tr> <td>200億円以上300億円未満</td> <td>2億7,000万円</td> </tr> <tr> <td>300億円以上400億円未満</td> <td>3億6,000万円</td> </tr> <tr> <td>400億円以上500億円未満</td> <td>4億5,000万円</td> </tr> <tr> <td>500億円以上700億円未満</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>700億円以上1,000億円未満</td> <td>7億5,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額	青果部	50億円未満	3,000万円	50億円以上100億円未満	6,000万円	100億円以上200億円未満	1億5,000万円	200億円以上300億円未満	2億7,000万円	300億円以上400億円未満	3億6,000万円	400億円以上500億円未満	4億5,000万円	500億円以上700億円未満	6億円	700億円以上1,000億円未満
取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額																			
青果部	50億円未満	3,000万円																			
	50億円以上100億円未満	6,000万円																			
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円																			
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円																			
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円																			
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円																			
	500億円以上700億円未満	6億円																			
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円																			



			1,000億円以上		12億円
	水産物部		50億円未満		3,000万円
			50億円以上100億円未満		6,000万円
			100億円以上200億円未満		1億5,000万円
			200億円以上300億円未満		2億7,000万円
			300億円以上400億円未満		3億6,000万円
			400億円以上500億円未満		4億5,000万円
			500億円以上700億円未満		6億円
			700億円以上1,000億円未満		7億5,000万円
			1,000億円以上		12億円
	食肉部		50億円未満		1,000万円
			50億円以上100億円未満		2,200万円
			100億円以上200億円未満		5,000万円
			200億円以上300億円未満		9,000万円
			300億円以上400億円未満		1億2,000万円
			400億円以上500億円未満		1億5,000万円
			500億円以上		2億円
	花き部		10億円未満		450万円
			10億円以上20億円未満		1,500万円
			20億円以上30億円未満		2,400万円
			30億円以上50億円未満		3,900万円
			50億円以上100億円未満		7,500万円
			100億円以上		1億5,000万円
	設定・最終変更年月日		令和6年〇月〇日設定		令和 年 月 日最終変更
標準	標準処理期間	総期間15日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）			
処理	[内訳と機関名]				
期間	經由機関	日・月	協議機関	日・月	処分機関 15日
	( )	( )	( )	( )	( )
	設定・最終変更年月日		令和6年〇月〇日設定		令和 年 月 日最終変更
作成部局・課	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）				

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年条例第 1 号）及び神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年規則第 14 号）
条 項	同条例第 17 条及び同規則第 8 条・第 9 条
関係条項	同条例第 9 条第 5 項・第 10 条第 1 項及び同規則第 6 条・別表第 1
審 査 基 準	<p>該 当 に ○</p> <p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。                  2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。                  ③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）                  4 審査基準は設けておりません。</p>
	<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u>                  （卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）                  第 17 条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。                  2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。                  3 前 2 項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。                  4 第 9 条（卸売業務の許可）第 5 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。この場合において、第 9 条第 5 項中の「第 1 項の許可の申請」とあるのは、「譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人の申請」と読み替えるものとする。</p> <p><u>神戸市中央卸売市場業務条例施行規則</u>                  （卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請）                  第 8 条 条例第 17 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。                  (1) 譲渡人及び譲受人の名称及び住所                  (2) 譲り渡す事業に係る取扱品目の部類                  (3) 譲渡し及び譲受けをする年月日                  (4) 譲渡し及び譲受けをする理由                  2 前項の書面には、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しのほか、譲受人に係る第 5 条各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

	(卸売業者の合併又は分割の認可申請)	
	<p>第9条 条例第17条第3項の規定により同条第2項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 合併又は分割に係る当事者の名称及び住所</p> <p>(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び住所</p> <p>(3) 合併又は分割の方法及び条件</p> <p>(4) 合併又は分割をする年月日</p> <p>(5) 合併又は分割をする理由</p> <p>2 前項の書面には、当該合併に係る契約書の写し及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により卸売の業務を承継する法人に係る第5号各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	
	設定・最終変更年月日	令和6年〇月〇日設定 令和 年 月 日最終変更
標準	標準処理期間	総期間60日(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)
処	[内訳と機関名]	
理	経由機関 日・月	協議機関 日・月 処分機関 60日
期	( ) ( ) ( )	
間	設定・最終変更年月日	令和6年〇月〇日設定 令和 年 月 日最終変更
作成部局・課	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課 (電話984-0355)	

様式1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	物品の卸売に係る場所の指定	
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年規則第14号）	
条 項	同規則第33条第1項及び第2項	
関係条項		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>1 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>③ 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
		<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例施行規則</u> （物品の卸売に係る場所の指定）</p> <p>第33条 市長は、市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、市場の周辺の地域における一定の場所を、当該市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した書面に指定を受ける場所にある施設の種類及び規模並びに指定の必要性を記載した書面並びにその位置図を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）申出者の名称</p> <p>（2）指定を受ける場所の所在地及びその場所にある施設の名称</p> <p>（3）指定を受ける場所にある物品の種類</p>
	設定・最終変更年月日	令和6年〇月〇日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準	標準処理期間	総期間20日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
処 理 期 間	[内訳と機関名]	
	経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 20日 ( ) ( ) ( )	
	設定・最終変更年月日	令和6年〇月〇日設定 令和 年 月 日最終変更
作成部局・課	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）	

不利益処分の処分基準

処 分 名	卸売業者の純資産額が不足する場合の措置（業務停止命令）
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年条例第 1 号）及び神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年規則第 14 号）
条 項	同条例第 10 条第 2 項及び同規則第 6 条
関係条項	
処 分 基 準	<p>該 当 に ○</p> <p>1 処分基準は（以下・別添）のとおりです。                  2 処分基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。                  ③ 以下の条例等の条文により審査します。（処分基準は設けておりません。）                  4 処分基準は設けておりません。                  5 処分基準は公表しておりません。</p>
	<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u>                  （純資産額が不足する場合の措置）</p> <p>第 10 条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、規則で定める。</p> <p>2 市長は、卸売業者の純資産額が、前項の規定により定められた純資産額基準額（その者が卸売の業務を行う取り扱い品目の部類が 2 以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。</p> <p><u>神戸市中央卸売市場業務条例施行規則</u>                  （卸売業者の純資産基準額）</p> <p>第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第 1 の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前 1 年間の卸売の金額（条例第 9 条 1 項の許可を受けて 1 年を経過しない者については、第 5 条第 3 号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後 1 年間の卸売の予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p>

別表第1（第6条関係）

取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額
青果部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,000万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
	1,000億円以上	12億円
水産物部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,000万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
	1,000億円以上	12億円
食肉部	50億円未満	1,000万円
	50億円以上100億円未満	2,200万円
	100億円以上200億円未満	5,000万円
	200億円以上300億円未満	9,000万円
	300億円以上400億円未満	1億2,000万円
	400億円以上500億円未満	1億5,000万円
	500億円以上	2億円
花き部	10億円未満	450万円
	10億円以上20億円未満	1,500万円
	20億円以上30億円未満	2,400万円
	30億円以上50億円未満	3,900万円
	50億円以上100億円未満	7,500万円
	100億円以上	1億5,000万円

設定・最終変更年月日 令和6年〇月〇日設定 令和 年 月 日最終変更

作成部局・課

経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）

不利益処分の処分基準

処 分 名	卸売業者の純資産額が不足する場合の措置（許可の取消し）		
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第1号）		
条 項	同条例第10条第4項		
関係条項	同条例第10条第3項		
処 分 基 準	該 当 に ○	<p>1 処分基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 処分基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>③ 以下の条例等の条文により審査します。（処分基準は設けておりません。）</p> <p>4 処分基準は設けておりません。</p> <p>5 処分基準は公表しておりません。</p>	
	処 分 基 準	<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u> （純資産額が不足する場合の措置）</p> <p>第10条</p> <p>4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、当該処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該申出があった場合でこれを相当と認めることができないときは、当該期間の経過後遅滞なく、前条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>第10条</p> <p>3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認める時は、遅滞なく、当該処分を取り消さなければならない。</p>	
設定・最終変更年月日		令和6年○月○日設定	令和 年 月 日最終変更
作成部局・課	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）		

不利益処分の処分基準

処 分 名	卸売業務の許可の取消し		
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第1号）		
条 項	同条例第16条		
関係条項			
処 分 基 準	該 当 に ○	<p>1 処分基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 処分基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>③ 以下の条例等の条文により審査します。（処分基準は設けておりません。）</p> <p>4 処分基準は設けておりません。</p> <p>5 処分基準は公表しておりません。</p>	
		<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u> （卸売業務の許可の取消し）</p> <p>第16条 市長は、卸売業者が第9条第5項第3号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者の次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその許可に係る卸売の業務を開始しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その許可に係る卸売の業務を休止したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのにその許可に係る卸売の業務を遂行しないとき。</p> <p>3 市長は、卸売業者の卸売業務の事業計画が第9条第5項第6号に該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>（卸売業務の許可）</p> <p>第9条 5</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>ウ 第16条又は第61条第1項の規定による許可の取消を受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として存在した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）</p> <p>で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>（略）</p> <p>(6) 卸売の業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。</p>	
	設定・最終変更年月日	令和6年○月○日設定	令和 年 月 日最終変更
作成部局・課	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）		



不利益処分の処分基準

処 分 名	卸売業者の財産に関する改善措置命令	
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年条例第 1 号）及び神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年規則第 14 号）	
条 項	条例第 60 条第 1 項及び同規則第 60 条	
関係条項		
処 分 基 準	該 当 に ○	<p>1 処分基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 処分基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>③ 以下の条例等の条文により審査します。（処分基準は設けておりません。）</p> <p>4 処分基準は設けておりません。</p> <p>5 処分基準は公表しておりません。</p>
		<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u> （改善措置命令）</p> <p>第 60 条 市長は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときであって、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>処 <u>神戸市中央卸売市場業務条例施行規則</u> （卸売業者の財務基準）</p> <p>分 第 60 条 条例第 60 条第 1 項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場 分 合とする。 基 (1) 流動負債の合計金額に対する流動資産の合計金額の比率が 1 を下回る場合 基 (2) 資本及び負債の合計金額に対する資本の合計金額の比率が 0.1 を下回る場合 準 (3) 連続する 3 期以上の事業年度において、経常損失が生じた場合</p>
	設定・最終変更年月日	令和 6 年 ○ 月 ○ 日 設定                      令和   年   月   日 最終変更
作成部局・課・係名	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話 984-0355）	



(3) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実に認められないとき。

仲卸業務及び関連事業の許可の取消し要件である「資力信用を有しない者」の基準

1. 仲卸業務

神戸市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第22条第5項第1号エに該当することにより、第25条第1項の規定に基づいて第22条第1項の許可を取消す場合の「資力信用を有しない者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 業務条例第53条第1項に規定する使用料及び同条第2項の規定により使用者が負担することとされている費用（以下「使用料等」という。）を3か月以上滞納し、開設者の督促、催告を受けたにもかかわらず納付しない者
- (2) 業務条例第2条第1項に規定する卸売業者に対する買受代金について、その支払いが1か月以上滞っている者
- (3) その他資力信用を有しないと認められる者

2. 関連事業

業務条例第32条第3項第4号に該当することにより、第34条第1項の規定に基づいて第32条第1項の許可を取消す場合の「資力信用を有しない者」とは、次に該当する者をいう。

- (1) 使用料等を3か月以上滞納し、開設者の督促、催告を受けたにもかかわらず納付しない者
- (2) その他資力信用を有しないと認められる者

設定・最終変更年月日 | 平成8年7月1日設定 | 令和6年〇月〇日最終変更

作成部局・課 | 経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）

不利益処分の処分基準

処 分 名	関連事業の許可の取消し
根拠条例・規則名	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第1号）
条 項	同条例第34条
関係条項	同条例第32条
処 分 基 準	<p>該 当 に ○</p> <p>① 処分基準は以下のとおりです。                  ② 処分基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。                  ③ 以下の条例等の条文により審査します。（処分基準は設けておりません。）                  ④ 処分基準は設けておりません。                  ⑤ 処分基準は公表しておりません。</p>
	<p><u>神戸市中央卸売市場業務条例</u>                  （関連事業の許可の取消し）</p> <p>第34条 市長は、関連事業者が第32条第3項（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第32条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第32条第1項の許可に係る業務を開始しないとき。                  (2) 正当な理由がないのに第32条第1項の許可に係る業務を遂行しないとき。</p> <p>（関連事業の許可）</p> <p>第32条</p> <p>3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。                  (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。                  (3) 第34条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。                  (4) 申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。                  (5) 法人である場合、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する者があるとき。</p>

仲卸業務及び関連事業の許可の取消し要件である「資力信用を有しない者」の基準

1. 仲卸業務

神戸市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第22条第5項第1号エに該当することにより、第25条第1項の規定に基づいて第22条第1項の許可を取消す場合の「資力信用を有しない者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 業務条例第53条第1項に規定する使用料及び同条第2項の規定により使用者が負担することとされている費用（以下「使用料等」という。）を3か月以上滞納し、開設者の督促、催告を受けたにもかかわらず納付しない者
- (2) 業務条例第2条第1項に規定する卸売業者に対する買受代金について、その支払いが1か月以上滞っている者
- (3) その他資力信用を有しないと認められる者

2. 関連事業

業務条例第32条第3項第4号に該当することにより、第34条第1項の規定に基づいて第32条第1項の許可を取消す場合の「資力信用を有しない者」とは、次に該当する者をいう。

- (1) 使用料等を3か月以上滞納し、開設者の督促、催告を受けたにもかかわらず納付しない者
- (2) その他資力信用を有しないと認められる者

設定・最終変更年月日 平成8年7月1日設定 令和6年〇月〇日最終変更

作成部局・課 経済観光局中央卸売市場運営本部経営課（電話984-0355）